

平成25年5月24日

平成25年 第5回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成25年第5回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成25年5月24日（金曜日）午後2時01分～午後3時05分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 小俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長 石井卓之 学校教育課長 岩本尚史

建築課長兼
教育施設担当
副参事 小泉光信 給食課長 梶川義夫

統括指導主事 小板橋悦子 社会教育課長 村上敏彰

社会教育部
副参事
(国体推進
担当) 高橋宏之 中央公民館長 乙幡正喜

中央図書館長 関田実千代

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美 主 事 中野庸平

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 7 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 25 号議案 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針（案）について
- 第 5 第 26 号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第 6 その他報告事項
 - (1) 新学校給食センター建設日程の変更について
 - (2) 東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について
 - (3) 平成24年度体罰調査報告について
 - (4) 東大和市民大学の開設について
 - (5) 中央図書館の曝書について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成25年第5回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 4月24日から5月23日までの諸務報告をさせていただきます。

4月24日から各学校を回って、直接、校長先生から学校経営について伺ってきております。それが幾つかずっと続いておりますけれども、あと半分ぐらい残して今現在、至っております。

それから、4月27日、土曜日、うまかんべえ祭に参加をいたしました。28日も同様でございます。

28日につきましては、東大和市文化協会総会と、その後の交流会に出席をいたしました。交流会の中では、文化協会の方から、学校の教育にもっともっと関わりたいというお話をいただきました。これからもいろいろとお願いすることがありますので、よろしくとおっしゃってございました。

それから、5月1日、水曜日、薬物乱用防止推進東大和地区協議会総会に出席をいたしました。

それから、5月9日、木曜日、関東地区都市教育長協議会総会に出席をいたしました。1日目は全体会で、新しい会長の選出を行いました。本年度は、国立市の是松教育長が関東地区都市教育長会の会長でしたけれども、来年度は新潟の教育長が会長になりました。

翌日、5月10日、金曜日は関東地区都市教育長協議会の分科会に出席をいたしました。学校教育分科会に参加しまして、いろいろと他の県の取組みについてお

話を伺うことができました。

それから、5月11日、土曜日は雨の中でしたけれども、第二中学校のセーフティ教室に参加をしまして、スタントマンを活用した交通事故防止の研修を見ることができました。

5月13日、月曜日、奨学資金選考委員会に出席をいたしました。同じく、教科用図書調査部会にも出席をいたしました。

5月14日、火曜日、全員協議会に出席いたしました。全員協議会については、新給食センターの建設計画に若干遅れが出るというような話をさせていただきました。

それから、5月15日、水曜日、情報システムマネジメント本部会議に出席をいたしました。お台場の東京ビッグサイトにおきまして、教育関係の新しい情報、あるいはシステムについての展示会がありましたので、そちらのほうに岩本課長と福嶋係長と、それから情報管理課の真中係長と見学に行きました。

それから、5月18日、土曜日、体育協会評議員会に出席いたしました。

5月20日、月曜日、市・教育委員会・体育協会三者協定に出席をいたしました。同じく、続いて行われた文化協会三者協定にも出席をいたしました。

それから、5月21日、火曜日、社会教育委員会議に出席をいたしました。

5月22日、水曜日、社会を明るくする運動役員会に出席をいたしました。同じく夜、校長会の自主研修会の開講式に出席をいたしました。

5月23日、木曜日、北多摩北地区中学校長会に出席をし、挨拶をしてきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第7号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第7号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、社会教育委員の交代についてであります。東大和市立第七小学校副校長の吉澤眞氏の辞職に伴い、後任に第三中学校副校長である松村正博氏を平成25年5月1日付で委員に委嘱するものであります。この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、平成25年5月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第3項の規定に基づきご報告し、ご承認をお願いするものであります。

任期につきましては、前委員の残任期間により、平成25年5月1日から平成26年4月30日までとなっております。

なお、氏名、住所等につきましては、お手元の議案書のとおりであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第25号議案 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針(案)について

○鈴木委員長 日程第4、第25号議案 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針(案)について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第25号議案 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針(案)についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この方針は、東大和市学校規模等のあり方検討委員会から、平成25年3月22日付でなされた報告内容を最大限尊重し、今後の教育委員会としての基本的な方針を定めるものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

まず第1の基本的な考え方についてであります。今後も指定学校制を採用すること、今後も35人学級が進展すると見込み、地域の実情を踏まえた現実的な対応を行うことを基本的な方針としております。

なお、通学区域の弾力化につきましては、さまざまな課題があることから、その導入は見送ることとしております。

次に、2の当面の課題への対策についてであります。まず(1)といたしまして校舎の増築及び通学区域の変更・調整を対策としております。具体的には、第八小学校において校舎の増築を行い、使用開始時期は平成26年4月とするものであります。また、今後の動向等により、通学区域の変更及び第十小学校における校舎の増築を検討するものであります。

(2)につきましては、今後、普通教室の不足が見込まれる第二小学校、第九小学校、第二中学校及び第四中学校では、緊急的対策が必要な場合は、学校運営への影響に配慮しつつ、特別教室から普通教室への転用により対応するというものであります。

次に、3の特別支援教育の推進についてであります。まず(1)の特別支援学級等の適正配置といたしまして、第七小学校に情緒障害等通級指導学級及び言語障害通級指導学級を、第五中学校に知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級を設置するものであります。開設時期は、平成26年4月とするものであります。

(2)の中学校への情緒障害等通級指導学級の設置につきましては、今後の学

校規模の適正化の状況等を確認しながら、第三中学校への設置について検討するものであります。

4の中・長期的な課題への対策についてであります、(1)は小・中一貫教育の推進及び今後の進捗状況を踏まえ、第二中学校及び第三中学校との間で通学区域の変更について検討するものであります。

(2)の小規模校状態の解消につきましては、今後、第三小学校の小規模校状態の解消が見込めない場合には、第三小学校、第五小学校及び第六小学校との間で通学区域の変更・調整について検討するものであります。

最後に、5のその他についてであります、第九小学校の単学級は、今後の児童数の増加により解消に向かう見込みであることから、現時点で第七小学校との間での統廃合は行わないとするものであります、ただし書きで、今後、状況が大きく変わる場合には、再度、検討を行うこととしております。

内容の説明につきましては以上ですが、本日の教育委員会でこの方針(案)が承認されましたときをもって、方針(案)の「(案)」をとることといたしたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから2点、お願いします。

1点は、特別教室から普通教室への転用に関わることでありますが、かつて学校の教室に社会教育の図書などを入れさせていただいて、使わせていたことがあったと思いますが、今はその状態は解消されているのかどうかということです。

2点目ですが、5のその他の欄ですけれども、第九小学校、解消に向かう見込みであるのですが、今の推計ですと何年後ぐらいに解消に向かうという見込みが立っているのか、推計を教えてください。

以上です。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま委員長から尋ねられました1つ目でございますが、もう長いこと中央図書館の図書につきまして、第七小学校並びに第九小学校のほうに一部屋ずつ資料を置かせていただいていたことがございました。その状況は、市民からのリクエストに迅速に応えることが難しかったり、職員が必要に応じて

七小、九小に取りに行っていた、そういう実態もございました。結果的には、昨年度末でございますが、七小、九小にありました資料、図書でございますが、中央図書館並びに清原図書館のほうに全て引き上げて、迅速に市民へのリクエストにも対応できるように、既に解消してあるという状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 第九小学校の単学級の解消の見込みですが、平成30年度には各学年2学級ということで、解消の見込みとなっております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに質問ございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第25号議案 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針(案)について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第25号議案 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針(案)について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第26号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第5、第26号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第26号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市立公民館運営審議会委員の任期が、本年5月31日をもって満了となり

ますことから、新たに6月1日からの任期となります委員についてご承認いただくものであります。

内容についてご説明申し上げます。

委員のうち、学識経験者の佐々木辰彦氏以外の委員につきましては、それぞれの団体からの推薦によるものであります。委員の方々のお名前は候補者名簿のとおりであります。委員10人のうち再任の方は川村光弘氏、近藤慶二氏、福田進氏の3人であり、そのほかの方は新任であります。また、市議会からの選出は依頼中であります。もう1人の学識経験者の方は選定中であります。

なお、任期は平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年間です。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第26号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第26号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第6、その他報告事項を行います。

報告事項1、新学校給食センター建設日程の変更について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、お手元にお配りしております資料、その他報告(1)をもとにご説明させていただきます。

まず、資料の1番でございます。土地履歴調査というところでございますが、新学校給食センターの候補地でございます桜が丘市民広場東側約3,100平米におきまして、平成24年度末に土地履歴調査を実施いたしました。

(1) にございますように、東京都の環境確保条例によりまして、3,000平米以上の面積の土地を改変する場合には、当該用地におきまして、過去、有害物質の取扱い事業上の設置状況等につきまして調査を実施いたしまして、東京都へ報告、届け出なければならないこととなっております。この調査によりまして、汚染のおそれがあるかないかといったことが判断できることとなります。

(2) の前倒しで実施をいたしました契機でございますが、土地履歴調査は、当初、基本設計の際に行う予定でございましたが、近隣の商業施設、こちらの建設用地で土壌調査を行った結果、土壌の有害物質が基準を超えまして、汚染拡散防止措置というものを講じました。そういった旨の情報に接しました。給食センターというものは、子どもたちの安全で安心な給食を提供するという施設であることから、早期にこの調査を実施したものでございます。

(4) の結論でございますが、この調査の結果、過去に農林業機械等を製造する工場が立地しており、昭和47年から平成12年までの水質汚濁防止法の特定施設の届出がなされております。ここには土壌汚染対策上の有害物質も届出されていたことから、土壌汚染のおそれがあるということとなりました。ただし、この工場は桜が丘市民広場の西側まで連続して立地していましたことから、建設用地部分に有害物質を取り扱う工場等が建っていたかどうかというのは不明でございます。

続きまして、2番の概況調査というところでございます。

汚染のおそれがあるということになりました。そこで、東京都の環境確保条例に基づきまして、土壌汚染調査を行う必要があります。概況調査といたしまして、建設用地の表層部分の有害物質の有無等について分析調査を行います。分析調査の内容につきましては、(2)、(3)にございます。給食センターの建設用地を10メートル四方の区画にいたしまして、それぞれの区画から試料採取を行います。この試料採取におきまして、東京都が指定する有害物質26物質のうち、農薬を除く21物質について分析をいたします。この調査に要する費用を、第2回の市議会定例会におきまして補正予算で計上させていただきたいと考えております。

3番、概況調査後の流れについてでございます。

(1) の場合ですが、この調査の結果、汚染土壌処理基準を下回れば、そこで土壌汚染の調査は終了となります。

ただ、(2)にございますように、汚染土壌処理基準を超過している場合には、

まず①のところでございますが、新学校給食センター建設用地部分の立ち入り制限を行います。具体的には仮囲いを行う予定でございます。また、②のところ、この環境確保条例に基づきまして、次に詳細調査を実施いたします。内容といたしましては、イ、ウにございますように汚染土壌処理基準を超過した区画、この区画におきまして基準を超過した有害物質を対象といたしまして、ボーリングにより深度方向の土壌汚染状況、地下水汚染状況等の調査を行います。その後、③でございますが、汚染拡散防止措置とございます。②におきまして深さの部分が、その汚染の状況というものが浮き上がってきますので、汚染された部分につきまして同条例に基づきまして、アにございますように汚染拡散防止計画書というものを作成いたしまして、この計画にのっとり、イにあるような汚染土壌の掘削除去等を行う必要がございます。

4番、新学校給食センター建設についてでございますが、概況調査の結果はまだ予測が付きません。今年度予定しています設計委託は、この概況調査結果を得た後、実施してまいりたいと考えております。

全体の日程につきましては、(1)の全体日程の右の欄にございますとおりでございます。今年度は基本設計のみといたしまして、実施設計につきましては平成26年度、建設工事につきましては平成27年度と28年度、稼働予定につきましては平成29年4月に変更させていただきたいと考えております。

(2)の日程変更に伴う予算措置でございますが、第2回市議会定例会におきまして、補正予算で、①でございますが、建設用地の土壌汚染調査委託料といたしまして、概況調査費用を新規に計上いたします。②及び③で建設工事の設計委託料を皆減いたしまして、改めて建設工事の基本設計委託料を新規計上させていただきたいと考えております。

最後でございますが、(3)市としての基本的な考え方というところでございますが、今回の調査によりまして土壌汚染が判明した場合におきましても、適切な土壌汚染拡散防止措置を実施いたしまして、安全な土壌とした上で、桜が丘市民広場に予定どおり新学校給食センターを建設したいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうからよろしいですか。2点あります。

土地の概況調査は、いつごろ終わる予定を立てているのかということが1点。

それから、2点目は、これは仮定の場合ですけれども、掘削除去とか覆土とか封じ込めとかという工事は、かなり時間を要することになるかと思うのですけれども、こういう工事をするようになった場合は、この全体の日程に大きく影響してこないのかどうか。

この2点をお尋ねします。

給食課長。

○梶川給食課長 まず、1点目でございます。概況調査の終了時期でございます。

6月の補正予算で概況調査費用をお認めいただいた場合でございますが、その後、早急に契約手続をとりまして、まず概況調査で分析の結果を速報値としていただく必要があると思います。それが私たちの今の推測でございますが、7月末あるいは8月に、早々の時期に、その速報値というものを得たいと思っております。しかし、概況調査全体は報告書の形に形態を整えますので、調査委託期間自体はもう少し、3箇月程度かかる予定でございますが、まずはその速報値を得た後、この資料でございます3の概況調査の後の手続に入れると思っております。

それから、2番の掘削除去等の汚染拡散防止措置というものを行うことになった場合に、全体への影響でございますが、今回、設計業務を、26年度は基本設計、それから27年度に実施設計とさせていただいております。この27年度に、必要に応じてでございますが、もしやるとなった場合に、この掘削除去等の作業を行えば、実施設計と並行して行えると考えておりますので、全体の日程変更、先ほどの最終的に29年4月の稼働予定には変更はないと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにありませんか。

土田委員、お願いします。

○土田委員 この概況調査のところですが、調査区画が10メートル四方ということですが、掘削の深さはどのくらいのところまでやられるのかということと、それからまた1年延びたというか、計画よりも1年延びて29年の4月からということの予定が、これが遅れることはないという今の課長のお話ですが、ぜひそうであってほしいということと、まだ4年間あるわけですが、

現在の給食センターが支障なく従来どおり使用できるのかどうかということ、それを確認しておきたい。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 1点目のご質問でございます掘削等の深さでございますが、今回、概況調査で10メートル四方の区画に切りまして、そこで有害物質が基準値を超えた部分につきまして、今度は詳細調査ということで深度方向、どのくらいの深さまで汚染があるかという調査を、その出た区画だけを行います。条例上は、基本的には10メートルまで調査をすることになっております。ただ、給食センター用地につきましては、その下でございますが、下の部分については、そこまできなくても水の含んだ層というものがあるかもしれませんので、その上部あたりまで、最終的には詳細調査の深さが決まっております。

すみません、その1つ、概況調査の深さでございますが、2番の概況調査で表層部分を掘る深さにつきましては50センチでございます。50センチ部分の土壌の表層をとって、有害物質の有無等について調べます。

それから、2点目、今回、1年延びます。その間、現在の給食センターがもつかということでございます。給食センターにつきましては、これまで大規模改修を含めてさまざまな施設修繕を図っております。同じように、これからも毎日の給食に支障が出ないように、そうした必要な修繕、あるいは備品の購入等を図りながら、29年の稼働までもたせたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 私も、土田委員と1点、同じことをお願いしておきたいと思いましたが、新学校給食センターの稼働が、やはり1年延びるということですので、今以上に給食への安全に対する配慮を図っていただきたいというお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 新しい学校給食センターには、現状の施設で叶えられないもの、さまざまな課題の解決なども期待されてのものでございます。それが現在の時点で、1年稼働が延びるということでございますので、その間、現状の施設の中で子どもたちの安全、安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、ないようですから質疑を終了いたします。

報告事項2、東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議及び調査部会委員の委嘱について、ご報告をいたします。

5月8日、水曜日に第1回の資料作成会議を開きまして、東大和市立小・中学校校長2人と市民を代表して保護者2人に委員の委嘱を行いました。また、5月13日、月曜日に第1回調査部会を開き、東大和市立小・中学校校長、教諭6人、市民を代表して保護者3人の計9人に、教育長から部会員の委嘱を行っていただきましたので、ご報告をいたします。

今後は、各調査部会ごとに第2回以降の部会を開き、調査研究の上、それらをもとに第2回の資料作成委員会を開催する予定でございます。

なお、来年度、第五中学校に新設をされます特別支援学級で使用する教科書につきましては、東京都教育委員会の担当課へ問い合わせをしたところ、今回採択された教科書から選択するよう回答がありましたことを、あわせてご報告いたします。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3、平成24年度体罰調査報告について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、その他報告資料(3)をご覧ください。

平成24年度の体罰調査報告につきましては、あわせて今お手元にごございます報

告資料（１）、これは東京都のほうから出ているものですが、都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）、これをもとに作成がされております。5月20日の月曜日に各議員さんに周知をいたしました。そして5月21日、火曜日、該当する三中、四中は校長名で通知文を保護者に発出してしております。昨日、12時に東京都教育委員会が、この最終報告という形で各メディアにプレスをしたところでございます。

東大和市では、第三中学校、第四中学校で、それぞれ授業中に教職員が生徒に対して1回体罰を行い、障害はなしということになっております。しかし、体罰の根絶は非常に重要な課題でありまして、教育委員会としても重く受けとめているところでございます。

その資料（３）にございますように、引き続き人権研修の実施、それに教職員に積極的に参加を求めること、それから職層に応じた研修の充実、また市の教育委員会の懇談会及び定例教育委員会において報告いたしますとともに、根絶に関する討議をお願いするところでございます。また、教育長日記では、既に体罰根絶に関する内容は一度出してありますが、これにつきましても掲載・発信という形を引き続き行ってまいります。指導室では、指導室だより（ソエツト）におきまして、今後、体罰根絶特集号の作成と教職員への配布を行ってまいります。

各学校では、学校の実態に応じまして体罰根絶に向けて取組んでまいります。以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 第三中学校と第四中学校でのこの体罰の実態報告を、校長名で保護者宛てに資料を出したということですが、そのときに何か保護者からの反応や要望等ございましたか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 各学校の校長からは、特に今のところ報告は受けておりません。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、その報告で保護者の方たちは十分納得していただけたと受けとめていいのかなと思いますが、教育委員会のこれからの取組みもきちんとここでご報告されておりますので、今後とも体罰等、いわゆる根絶を目指してよろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 そのような形で進めてまいりたいと思ひます。いじめ、体罰は気を抜くとやはり起こるということがございますので、繰り返し校長会等を通じまして進めていきたいと思ひます。

あわせてですが、指導主事がこの1学期、7月末までに各学校を訪問しまして、研修会を学校で行って、人権の大事さを今、各教員に周知をしているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 調査の結果、この2件だけだということに対して、ある議員から、そんなに少ないのかということをおかれて、答えようがなかったわけですが、ただ体罰というのは、子どもたちの年齢であるとか、あるいは成長状況であるとか、その子どもの精神状態であるとか、そういういろんなところを勘案した上で、ここまですべて体罰で、これ以上は体罰で、ここまでは大丈夫だという、要するに子ども、極端に言えば一人一人によって、これは体罰だ、これは体罰ではないという、その捉え方が全然異なるように聞いておりますけれども、それぞれ別々に対応しなくてはならないと聞いていますが、先生方、共通認識として持つておられるものがあるかどうかですね。それで、調査をするにしても、これは体罰としてカウントすべきだということ、いやそれはそうする必要がないのだという、その認識がばらばらですと、こういう統計が余り意味をなさなくなってくるのですね。共通した認識をきちっと持つてもらうようなことが大事ではないかと思ひます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 東京都が出しました最終報告の15ページをご覧ください。一番最後になると思ひます。

そこに、別添、体罰分類基準というのがございます。今回、この調査は、全生徒、それとあと教員にもきちんと調査をかけまして、学校のほうでは体罰を洗い出してあります。そのときに、要するに不適切な指導、②があるのですが、例え

ばデコピンとかしっぺ、こづく、このような例ですね、これであるのか、体罰、たたく、殴る、蹴る、こういうようなことであるのかということの一つ一つ精査しまして、危ういときには必ず生徒を呼んで、校長が教員と合わせて一つ一つ精査をしておりますので、本市に関しましては体罰は2件ということで自信を持って言えると思います。

以上でございます。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 武石さん、ありませんか。

○武石委員 ありません。

○鈴木委員長 ほかございませんか。

では、私のほうからですけれども、この市内の例は調査をかけてわかったのか、調査前に自己申告で学校からもう既に指導室に報告が上がってきていたのかどうか、これ1点。

それから、もう一つは、東大和市の場合は、今日のプレス発表の内容を見ると悪質な部類には入っていない。さっきの室長のお話にもあったように、けがをしたりすることにはなっていないわけですがけれども、この程度の体罰が行われた場合に、該当の教員等に対するおとがめというのはどういうふうになるのか。

2点、聞かせてください。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 本市に関しましては、この2件とも事前に指導室のほうに報告がありまして、各学校で調査をし、報告書という形でいただいております。

2点目の指導、このような場合ですけれども、それぞれの学校でまずきちんと指導を入れております。それから、第三中学校の件に関しましては、実は都のほうへ報告書を今上げておりまして、最終的には市教育委員会の指導が入るか、どの程度になるのかは、今その裁量待ちというところになっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今の室長の報告で良かったと思いますけれども、各校長先生方が校内で起きたことを、調査をかけられた段階ではなくて、指導室にきちんと報告しておいてくれているということは、校長先生方が、この体罰等に対する意識が非常に高いと

ということがわかって、私ども、学校を信頼する一つの手だてになるかと思えます。これからも各学校、そういう姿勢でやってくれるように、またご指導をお願いしたいと思えます。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 ありがとうございます。とにかく人権侵害の大きな、この体罰は事件ですので、過去にも残念ながら東大和、体罰がございましたので、今後も気を引き締めてまいりたいと思えます。

○鈴木委員長 これは予測の範囲内ですけれども、今日の新聞を見ると全都で、平成12年度中で130件だと思いましたが、小・中、高校、非常にたくさんある中で130件というのは随分少ないという感想を持ちました。できればこういうものは表沙汰にしないほうがいい場合もあるのですけれども、でもこれは事案を、室長が話しているように子どもの人権に関わる問題であり、教育に関わる問題ですから、やはり公にするものはきちんとして、姿勢を正して取組んでいくのが、これがやはり正当な姿勢だと私は思えますので、これからもそのようにお願いしたいと思えます。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 ありがとうございます。今、教育委員会の存在論がいろいろ問われているところでございますので、やはり教育委員会は隠さずにきちんと対応ということで、委員長のお言葉を受けて頑張っていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

質疑を終了いたします。

報告事項4、東大和市民大学の開設について、本件の報告をお願いします。

中央公民館長。

○乙幡中央公民館長 資料、その他報告（4）をご覧いただきたいと思えます。

東大和市民大学の開設について、ご報告を申し上げます。

公民館では、平成25年度から新規事業といたしまして市民大学を開設いたします。幅広い分野の講座を用意して、1年間じっくり学習していただくシステムでございます。大いに学んでいただき、修了生に対して地域での活動などのサポートをしていただきたいと思います。

それでは、募集案内に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、目的でございます。東大和市民大学は、生涯学習の一環として、市民が主体的に豊かな地域社会をつくることを目指し、地域で学び、互いにふれあい、自己実現するための機会を提供いたします。

対象の方でございます。市内在住、在勤又は在学の方で、中学卒業以上の方を対象といたします。

募集人員でございますが、受講生は40人の募集を予定してございます。申し込み多数の場合は、抽せんという形で考えております。

4番目、学習内容でございます。5つのテーマ、歴史・文化、それから趣味・教養、社会・生活、自然、福祉・健康について、1年間をかけて学びます。

5つの公民館が順次1テーマずつを担当して、市民企画によりそれぞれの講座を企画いたします。

その下に、実際日程が入ってございます。25年度の開設の時期でございますが、まず6月29日から7月27日まで歴史・文化で、講座名といたしまして「文学者に学ぶテン年代のサバイバル術」これは2010年のことを意味してございます。中央公民館の方で、開催する予定でございます。それから、秋に、9月7日から10月5日まで、趣味・教養ということで、「宇宙の成り立ちについて考える」を狭山公民館の方で、企画してございます。それから、10月から11月にかけては社会・生活を南街公民館、11月から1月については自然ということで蔵敷公民館、1月から3月は福祉・健康ということで上北台公民館で予定してございます。こちらの3つのテーマにつきましては、現在、市民の方を交えまして、企画委員会の方で内容について検討をしている状況でございます。

5番目といたしまして、開催の日時・回数でございます。土曜日の午後2時から4時を開設する時間にしております。それから、テーマにつきまして、1テーマについて5回の講座を予定してございます。

費用でございますが、無料でございます。ただし、教材費等の実費については自己負担をしていただく場合がございます。

それから、次のページでございます。

修了者に対しまして、各テーマの講座について8割以上、5回中4回出席した方につきましては1単位が取得できます。5テーマ全ての単位を取得された方には、修了証を交付していきたいと思っております。

それから、修了後につきまして、修了者は市民大学の運営スタッフや社会教育・学校教育の事業におけるサポーターなどを初め、公民館や地域活動などへ参画を支援するという生涯学習のお手伝いをさせていただきたいと思います。

申込みの方法でございます。申込書による申込み、それからホームページによる申込みを考えてございます。

申込みの期間でございますが、現在受付中でございます。5月15日から6月8日までです。現在41人の方が申込みをいただいております。あと、6月8日までですから、もう少し増えるのではないかと思います。抽せんになる予定でございます。

それから、開講はその下の枠に書いてあるとおり6月29日、土曜日に開講式を行います。それから、その日から講義が始まるということで準備を進めてございます。

次のページのところに、各公民館の案内図、それから一番最後に公民館の場所、東大和の市民大学のフィールドということで、このような形で場所をイメージをさせていただきました。

それから、講師について、大学教授等を考えてございますが、できれば市民の方に、いろんなスキルを持っている方がいらっしゃいますので、そういう方もぜひ講師になっていただきまして、教えていただきたいと思って、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 大変いい企画をしていただいているのだらうと思います。より多くの市民から反響がある企画を進めていただくというのは大変いいと思うのですが、ただ、いざ、それでは南街公民館へ行ってみようとか、狭山公民館で、これに参加しようと思っても、少し距離のある人は車で行かなくてはならない。どこの公民館でも、車で来ては相ならぬですね。だから、この件について少しこれから、何年かかるか知らないけれども、そこを改善しようという考えがあるかどうか、せっかくいい企画をしても、そこでは行けないということになってしまうケースが多いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 市民大学の会場、拠点の考え方ですけれども、私もこれまで1年かけて、さまざま議論して積み上げてきたのですけれども、できるだけ、同じ場所でずっとやるのではなくて、いろんなところで、東大和市内全域をキャンパスにしたいという考え方が基本にあります。狭山緑地もそうですし、多摩湖もそうですし、変電所もそうですし、市内には非常に文化財を含め見どころもいろいろあります。

そういう中で、いろんなところでやろうという考え方がございましたので、この資料の最後には市民大学のフィールドと書いてありますが、これは単に公民館の場所だけを指しているのではなくて、活動拠点は市内全域ですよというような考え方もここには入ってございます。今お話のように、確かに駐車場がなく、駐車場の狭いところもございませぬけれども、ここは何としてでも、受講生の皆さんには、さまざまな講座がございませぬので、それぞれに参加をして、ほかの公民館にも行っていただいて、そこを利用していただく、活用していただくという、そういうことも視野に入っております。駐車場のことは、残念ながら二次的なことになってしまっておりますけれども、できるだけ自転車などを利用して参加してもらいたいと思っておりますのでございませぬ。

今、試行錯誤的なところが非常にございませぬので、今後、進めていく中で、駐車場のお声等が出てきた暁には、いろいろ工夫ができないか、今後議論していく内容になってくると思っておりますので、さまざま、今後、よりよい市民大学となるように進めてまいりたいと、そのように考えてございませぬ。

以上です。

○鈴木委員長 ほかがございませぬか。

では、なければ私のほうから感想と質問1点ですけれども、修了証を交付するというのは、他地区でもやっているというように聞いていますけれども、これはとてもいいアイデアで、受講者の張り合いになるかと思うのです。それで、修了証を得た人の修了後の活用についてですけれども、今、学校教育でも外部の人材を有効に活用しようということが多く言われていて、その必要にも迫られていませぬので、そういう活用する能力のある人は、人材バンクなどに登録していただくなどして、ぜひ学んだことを、また市民や子どもに返していただく、循環した活動に広げていっていただきたいと思いますし、期待しています。

それから、質問ですけれども、このテーマが、今回は5つ、このテーマの分類は誰がどのようにして決めたのか、公運審の人たちの考えなども聞いているのかどうかということを知りたいのと、学校教育に関心が深い者としては、子育て支援などについてのテーマは盛ることができないのかどうか、この中に社会・生活とあるから、生活の中に入っているのかなと思いましたけれども、その辺ちょっと尋ねてみたいと思います。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 2点いただきまして、1点目について私のほうからお話をさせていただきますけれども、市民大学を考えてきた中では、この市民大学を卒業して修了証を出して、それでさよならではなくて、実際その後をどのように社会教育、それから学校教育等、関わりを持っていていただけるかというのが非常に私どものテーマでございます。そういう中では、今委員長からお話ありました人材バンクへの登用、それから教育ボランティアの紹介ということは漏れなくしていきたいと思っております。さらにお話が進めば、学校現場のほうにも入れるような可能性も、学校教育とも相談しながらですけれども、そういう可能性もあるかと思っております、そういう方は非常に意識の高い方でいらっしゃると思いますので、さまざま今後の教育活動の中でご活躍いただけるように、市民大学を卒業しても引き続き関わっていただけるような、そういう取組みはぜひしていきたいと思っております。

○鈴木委員長 中央公民館長。

○乙幡中央公民館長 テーマの決定についてでございます。こちらは市の職員が準備会をつくりまして、そちらのほうでこのテーマについては決定をしていきました。他市の状況等を調査いたしまして、このテーマについて職員の間で論議をしました。この論議したものを公運審のほうにかけまして、公運審さんのほうでもご議論いただいて、それを参考にしまして今回のテーマを決定したというような状況でございます。

それから、子育て支援の関係についてでございますが、これは社会・生活の方で該当すると思っておりますので、今現在、企画中でございますので、見守っていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 とても期待の持てる企画をありがとうございます。楽しみにしております。

この募集人員のところですけども、受講生40人というのは、各テーマごとに40人ずつということではないのですか。

それと、あと講師がまだ決まっていない。今、選定中でしょうか。また、講師の方が早く決まれば、ああこの人の話なら受けてみたいという期待も持てるかと思しますので、そのあたりもできたらできるだけ早くみんなに公表していただけたらと思います。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 まず募集人員の関係でございますが、40人というのは年間を通しての募集人数でございます。40人の方、抽せん等で決まりましたら、その40人の方が全部のテーマを受けるということでございます。6月29日からの歴史・文化を、40人、受けた方が、そのままほかのテーマも受けていくということになります。

それから、講師について、10月以降の3テーマについてはまだ具体的に内容が決まっていない状況です。これはそれぞれの分担されている公民館のほうで、今それぞれ動いていまして、今後、決まっていくのですけれども、本来であれば全部年間を通して学習テーマが決まっていることが望ましいと思います。今年度については、いろいろやりながら、まずやりながら良くしていこうということで、決まっている2つのテーマについてまずは公表しているところでございます。次年度に向けては、今年度の卒業生の方にも関わってもらって、早目に全テーマを募集のときに出せるように、次年度に向けて改良していきたいと思っております。公表につきまして、公表をできるだけ早くということも、合わせて次年度に向けて全部のテーマが決まっていって、これは全部受けたいと思ってもらえるように、カリキュラムをあらかじめ市報でもお見せできるような、準備をしていきたいと、考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、市民大学ですが、できるだけ座学に陥らないで現地に出て学習したり、体験学習を取り入れるようにして興味をつないでいていただけ

ると良いかと思しますので、ご苦勞でもよろしくお願ひいたします。

質疑を終了いたします。

報告事項5、中央図書館の曝書について、本件の報告をお願ひいたします。

中央図書館長。

○**関田中央図書館長** 6月に中央図書館では所蔵資料の点検、整備のために、6月11日、火曜日から21日、金曜日まで休館をいたします。それに伴いまして、移動図書館のみずうみ号につきましても、6月12日の水曜日、19日の水曜日につきましてお休みをさせていただきます。この件に関しましては、6月1日号の市報にも記事の掲載を予定しております。

以上でございます。

○**鈴木委員長** 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願ひいたします。

(発言する者なし)

○**鈴木委員長** 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○**鈴木委員長** 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第5回東大和市教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 3時05分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 土田 豊